

学びの広場

第64回人権週間 12月4日～10日

互いに助け合い 愛の輪が広がる町をつくりまします

(松田町民憲章から)

人権週間って何?

国際連合は、1948(昭和23)年12月10日の第3回総会において「世界人権宣言」を採択しました。

50(同25)年12月4日の第5回総会においては、世界人権宣言が採択された日である12月10日を「人権デー」と定められました。

日本では、法務省と全国人権擁護委員連合会が、同宣言が採

さまざまな人権問題

神奈川県は人権問題の分野別施策として、次の10分野を取り上げています。

- ・子ども
- ・女性
- ・障害者
- ・高齢者
- ・患者等
- ・同和問題
- ・外国籍県民
- ・ホームレス
- ・犯罪被害者等
- ・北朝鮮当局によって拉致された被害者等



法務省は「年間強調事項」として17項目を挙げています。(県で示した内容を除いた7項目)

扱されたことを記念して49(同24)年から毎年12月10日を最終日とする一週間(12月4日～10日)を「人権週間」と定めています。

日本国憲法第14条(抜粋)
すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的、又は社会的関係において、差別されない。

- ・アイヌの人々
- ・刑を終えて出所した人
- ・インターネットを悪用した人権侵害
- ・性的指向を理由とする差別
- ・性同一性障害を理由とする差別
- ・人身取引
- ・東日本大震災に起因する人権問題

人権教育については、これらの「人権分野の認識を深める教育」とともに「人権感覚の育成をめざす教育」を進めることが求められています。次の文は「ことばと人権」について述べたものです。人権週間に合わせて「ことば」について考えてみましょう。

ことばと人権

「子どもたちが走っている」
「子どもたちが競走している」
「子どもたちが疾走している」



走っている状態を表す言葉にも多様な表現があり、子どもたちの歓声が聞こえたり、飛び散る汗が連想されたり、激しい息づかいが伝わってきたりします。こうした受け取り方は、それが、文章全体からの場合もありますし、この文のように「走る」や「競走」そして「疾走」という言葉からの場合もあります。よくこんな質問を受けます。

「〇〇という言葉は差別語ですか」「差別語辞典はありますか」

確かに過去の種々の例が示すように、直接差別的な意味合いを持つ言葉はいくつかあります。しかし、その言葉を使ったから必ず差別を表すことになるとは限りません。また、逆に使わなかったからといって差別していないとも言えません。

話される言葉にしろ、文章に表現される言葉にしろ、ある人が頭の中に描いていることや心の中にあることを他人に伝えたり、記録として残すときに言葉は必要になってきます。ですから、それらは「その言葉を用いた人の心の中に描かれていたこと」になります。

とすると、受け手に悲しみや怒りを与えるような差別的な意味を持った言葉、周囲の人にいやな思いを起させるような不快感を持った言葉、相手を蔑むような蔑視を含んだ言葉など、それを用いた人が、意識するしないにかかわらず、その人にそうした心があったものと受け止められてしまいます。物事を表現するのは、一つの言葉だけではありません。多様な表現がある中で、どの表現を用いるかは、その人の人間性や人権感覚と深くかかわっています。言葉が人を表すといわれるゆえんでしょう。

白鳥 総 著「同和教育のヒント」から抜粋

人権感覚を身に付ける留意点

- (ア) 日常的な人権問題への関心と理解
- (イ) 偏見を持たず、差別をしない、差別を許さない態度と行動
- (ウ) 自分の人権とともに他人の人権を敏感に感じとる心のかん養
- (エ) 多様な個性を受け入れ、共存する意識の育成
- (オ) 人権問題を自分自身の問題として考え、その解決に向けた行動の実践
- (カ) お互いに支え合う、地域とのつながりを大切に生活
- (キ) 県等が実施する講演会等の人権啓発事業への主体的・積極的な参加

(「かながわ人権施策推進指針(改定版)」から抜粋)

小中学生大会結果 (敬称略)

町内の小中学生が陸上の大会で優秀な成績を収めましたので紹介します。

〇足柄上郡小学校連合体育大会 (寄小学校)



飯田 貴也
男子ソフトボール投げ63m・走り幅跳び4m45cmでともに1位

〇足柄上南中学校総合体育大会陸上競技(松田中学校)



柏木 愛子
女子共通1500m 1位 5分00秒24



岸野 陽香
女子共通200m 1位 27秒80



鈴木 隆太
男子共通110mH 1位 16秒69

寒田神社(三)

近代の松田を語るにあたって、決して忘れてはならない人物がいます。その人の名を、中村舜次郎(1847～1931)といいます。舜次郎は松田惣領の豪農の家に生まれました。18歳で小田原藩より百姓代(村役人の一種)に任命されると、明治以降も地方

松田の文化財探訪
《指定文化財とその周辺4》
町文化財保護委員 鈴木 一



中村舜次郎の句碑

父にあたる方です。

では、なぜ喜作は舜次郎を顕彰する碑を建てたのでしょうか。その理由を現宮司は次のように語ってくださいました。「足柄上郡唯一の式内社でありながら神官が常住していなかった当社に、谷峨から喜作を迎えたのは舜次郎でした。そして、私財を投じて神社を整備してくれたのも舜次郎でした。つまり、舜次郎は町民に尽くしただけでなく、当社の復興にも大きく貢献した人物だったからではないでしょうか。」

現在も、社務所には「真栄木」と大書された舜次郎の遺墨と晩年の遺影が大切に飾られています。